

## 6 職員の分限と懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数 (令和4年度)

分限処分とは、職員の道義的責任以外の一定の事由がある場合に、職員の意に反して不利益処分を課すものであり、公務能率の維持を目的とした処分です。

処分の事由及びその効果については次のとおりです。

(単位：人)

事 由	降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	9	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0

(注) 1 令和4年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者として見なしています。

2 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、のべ数です。

### (2) 懲戒処分者数 (令和4年度)

懲戒処分とは、一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、規律と公務遂行の秩序を維持するための処分です。

(単位：人)

事 由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反した場合	0	0	1	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0